

議案第39号 交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

議案書39P～40P

1. 改正の目的

指定管理者による公の施設の適正な管理運営を図るため、令和6年度から指定管理者のモニタリングを実施するに当たり、評価委員会(※1)を設置するもの

- ◎ 評価委員会は、指定管理者による業務の自己評価及び市が行ったモニタリング・評価の内容について、利用者側の観点や専門的見地など多角的、客観的な立場から点検・評価する。
- ◎ 評価委員会による点検・評価結果を、市及び指定管理者にフィードバックすることで、公の施設の管理運営やサービスの継続的な維持・向上を図る。
- ◎ また、評価委員会は、指定管理者の指定の取消し及び期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止の命令を行う際に必要となる事項について調査及び審議する(※2)。
- ◎ 評価委員会については、委員8人以内で組織し、利用者団体、学識経験者、施設所管課以外の専門知識を有する市職員等から選任予定(任期は2年とし再任を妨げない)

2. 改正の内容 第14条を第15条に繰り下げ、新たに14条として、評価委員会の設置等に関する条文を加える。

3. 施行期日 令和7年4月1日

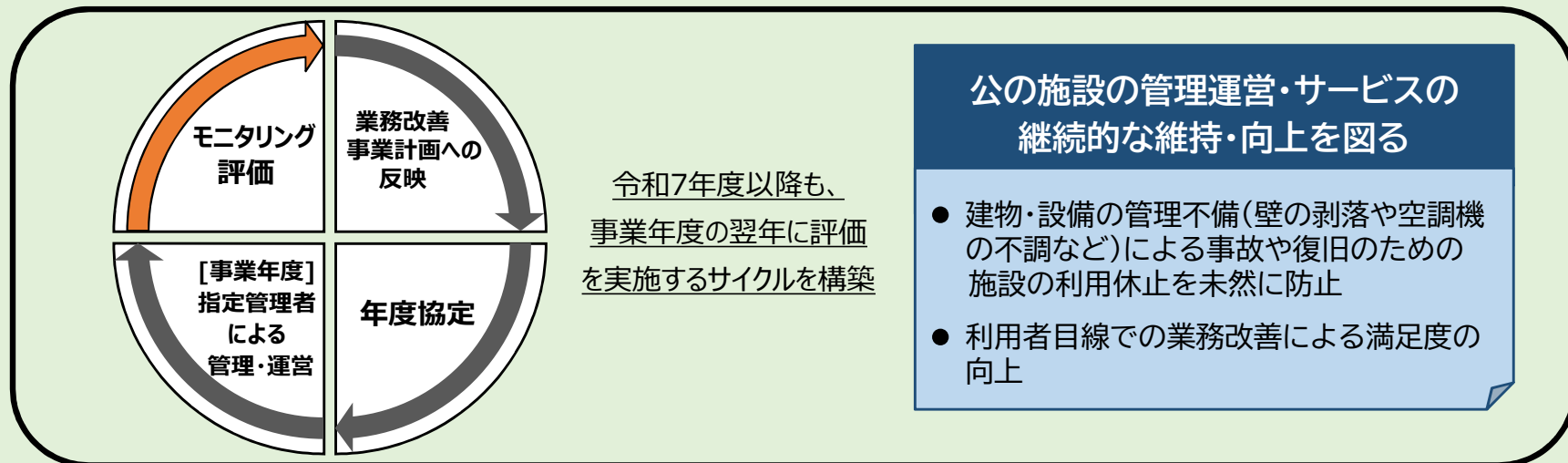
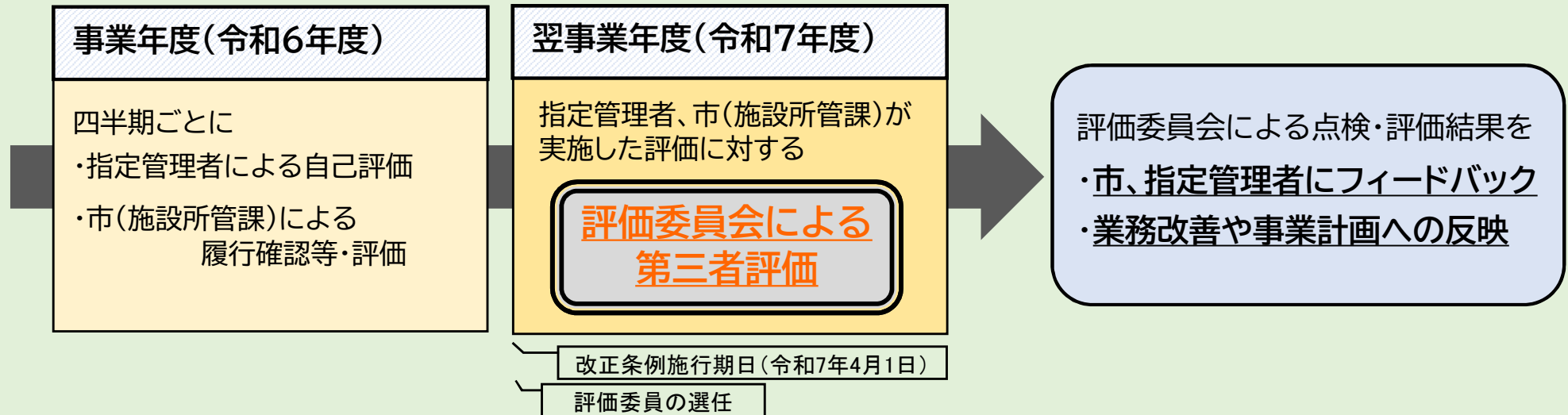
(※1) 地方自治法第138条の4第3項…普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

(※2) 地方自治法第244条の2第11項…普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

議案第39号 交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

議案書39P~ 40P

4. モニタリングのイメージ



別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年6月定例会

議案の 件名	議案第39号 交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に 関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）
-----------	---	------------	---

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>指定管理者が管理運営を行う公の施設において、令和6年度から指定管理者のモニタリングを実施するに当たり、指定管理者による業務の自己評価及び市（施設所管課）による履行確認等のモニタリング・評価の内容に対して、利用者側の観点や専門的見地など多角的、客観的な立場から点検し評価を行うため、また、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し及び期間を定めた管理業務の全部又は一部の停止を命ずる際に必要となる事項について調査及び審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、評価委員会を設置するもので、本条例第14条に同委員会についての規定を加える。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">総事業費</th> <th style="width: 16.6%;">国庫支出金</th> <th style="width: 16.6%;">府支出金</th> <th style="width: 16.6%;">市債</th> <th style="width: 16.6%;">その他</th> <th style="width: 16.6%;">一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源									
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源											
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>指定管理者制度導入施設においては、地方自治法や本条例の規定に基づき、指定管理者から事業報告書や収支報告書等の提出を受け、当該施設の管理運営が適正に行われているかどうかの確認を実施している。しかしながら、業務の質、管理運営水準の維持・向上を図るためには、報告書等の確認にとどまらず、<u>指定管理者が提案した事業計画書等の実施状況を評価するとともに、管理運営上の課題や問題点を日常的、継続的に把握し、必要に応じて業務改善に向けた指導や助言といったモニタリングに努める必要がある。</u></p> <p>指定管理者による業務の自己評価及び市（施設所管課）が行ったモニタリング・評価の内容について、<u>第三者機関による評価委員会が、利用者側の観点や専門的見地など多角的、客観的な立場から点検・評価し、市（施設所管課）、指定管理者にフィードバックすることで、指定管理者の管理運営状況のチェック体制を構築し、継続的に管理運営やサービス水準の維持・向上を図る。</u></p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリングの活用により、指定管理者の管理運営状況のチェック体制を築き、指定管理者制度導入の目的である住民サービスの向上と行政コストの削減を図ることができる。 委員報酬（日額）附属機関の長 11,500 円、同委員長の代理 10,500 円、同委員 9,500 円（交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例） 															
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>平成17年2月「交野市指定管理者制度の導入及び運用指針」制定 平成17年3月「交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」制定 平成17年4月「交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」制定 令和3年2月「交野市指定管理者制度の導入及び運用指針」一部改正（選定委員の構成変更、指定期間の一部延長、協議内容の追加（リスク分担、災害発生時）） 令和6年3月「指定管理者モニタリングに関するガイドライン」策定</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">まちづくりの目標</td> <td style="width: 16.5%;">目 標</td> <td style="width: 50.5%;">—</td> </tr> <tr> <td>政策分野または経営方針</td> <td>分野・方針</td> <td>効率的・効果的な行政運営</td> </tr> <tr> <td>施策</td> <td>施 策</td> <td>行政資源の最適な活用</td> </tr> </table> <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">計画名称</th> <th style="width: 70%;"> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>策定年度</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	まちづくりの目標	目 標	—	政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	施策	施 策	行政資源の最適な活用	計画名称		策定年度		計画期間	
まちづくりの目標	目 標	—														
政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営														
施策	施 策	行政資源の最適な活用														
計画名称																
策定年度																
計画期間																
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>	<p>〈政策等の実施時期〉</p> <p>令和7年4月1日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">担当部局</td> <td style="width: 33%;">担当課</td> <td style="width: 34%;">添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>企画財政部</td> <td>財務課</td> <td>有・無（新旧対照表等）</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	企画財政部	財務課	有 ・無（新旧対照表等）									
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）														
企画財政部	財務課	有 ・無（新旧対照表等）														

交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定管理者の選定方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長等は、前条の規定による申込みがなかったとき、又は同条の規定による申込みを行った団体のいずれもが<u>前項</u>の規定による選定基準を満たさなかったときは、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体(公募の申込みを行っている団体を除く。)を指定管理者の候補者として選定することができる。この場合において、市長等は、あらかじめ前条各号の事項について協議を行うものとし、前項に照らし、総合的に判断するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第5条 市長等は、第2条ただし書又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、<u>法</u> _____第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとし、その旨を当該候補者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号_____)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定管理者の選定方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長等は、前条の規定による申込みがなかったとき、又は同条の規定による申込みを行った団体のいずれもが<u>第1項</u>の規定による選定基準を満たさなかったときは、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体(公募の申込みを行っている団体を除く。)を指定管理者の候補者として選定することができる。この場合において、市長等は、あらかじめ前条各号の事項について協議を行うものとし、前項に照らし、総合的に判断するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第5条 市長等は、第2条ただし書又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、<u>地方自治法</u>第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとし、その旨を当該候補者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>(選定委員会)</p> <p>第13条 市長等は、指定管理者の候補者の選定を適正に行うため、<u>法</u> <u>第138条の4第3項</u>の規定に基づき、対象となる公の施設ごとに選定委員会を置く。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(評価委員会)</p> <p>第14条 <u>市長等は、指定管理者による公の施設の適正な管理運営を図るため、法第138条の4第3項の規定に基づき、評価委員会を置く。</u></p> <p>2 <u>評価委員会は、市長等の諮問に応じ、指定管理者が行う公の施設の管理運営業務の評価に関する事項及び法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる際に必要となる事項について調査及び審議し、その結果を市長等に答申する。</u></p> <p>3 <u>前条第3項から第9項までの規定は、評価委員会について準用する。この場合において、前条第4項中「、市長等から任命された日から、その所掌事務により指定管理者が指定を受けた施設の管理を行う日までとする」とあるのは「、2年とし、再任を妨げない」と、同条第8項中「、公の施設を所管する部」とあるのは「、企画財政部」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(選定委員会)</p> <p>第13条 市長等は、指定管理者の候補者の選定を適正に行うため、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項</u>の規定に基づき、対象となる公の施設ごとに選定委員会を置く。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 (略)</p>